

【商品概要説明書】

(2025 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	ビジネスローン「活力くんⅡ＆Ⅲ」
お取扱期間	2025 年 4 月 1 日（火）～2026 年 3 月 31 日（火）
ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たされる方 (1) 法人の方 (2) 徳島県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること (3) 許認可証等を取得していること、但し必要業種のみ (4) 制度保証を利用する場合、各制度の資格要件を満たしていること (5) 県内で 3 年以上継続して同一業種を営んでいること (6) 当金庫の会員または融資実行までに会員にご加入いただける方 (7) 当金庫所定の条件を満たしていること
お使いみち	事業資金（運転資金または設備資金）
ご融資金額	・ 運転資金は直近決算の平均月商の 2 倍以内で 100 万円以上 1,000 万円以内 ・ 設備資金は事業計画で必要と認められる金額で、100 万円以上 1,000 万円以内 ・ 運転・設備併用は合算で 100 万円以上 1,000 万円以内 上記いずれも 1 万円単位とさせていただきます。
ご融資期間	手形貸付：1 年以内 証書貸付：10 年以内（内 1 年間の元金据置可能） 特別保証を利用する場合は、各制度要領に定められた期間以内とします。
ご融資利率	・ 制度資金等利率の定められている資金は、定められた利率を適用します。 ・ 活力くんⅡの保証協会付一般資金につきましては 5 年までが 2.0%、5 年超は 2.1%の固定金利とします。 ・ 活力くんⅢのプロパー資金につきましては 5 年までが 3.7%、5 年超は 3.8%の固定金利とします。
金利優遇	下記カードをお持ちの方または、お申しいただいた方は年 0.1%優遇 (株)四国しんきんカード発行の「VISA ゴールドビジネスカード」または「法人 VISA ゴールドカード」
ご返済方法	証書貸付は元金均等毎月 1 回の分割返済、手形貸付は期日に一括返済
担保・保証人	担保は原則として不要です。 保証人は必要に応じて徴求する場合があります。
保証料	保証協会一般保証については、料率区分に応じて 0.45%～2.20%の保証料率となり、特別保証を利用する場合は、各制度要綱に定める保証料率が適用されます。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。
遅延損害金	年 14.00%
お申し込み時にご 用意いただくもの	(1) 履歴事項全部証明書（発行より 3 ヶ月以内の商業登記簿謄本） (2) 定款（写し） (3) 直近 3 年分の決算書 (4) その他、必要に応じて別途
その他ご留意事項	(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。 (2) お申込みに際しては、当金庫および徳島県信用保証協会が与信取引上の判断のため、加盟する個人信用情報機関および同機関が提携する個人信用情報機関に

	お客様の個人情報登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関する詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。 (3) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 (4) 約定返済期間が5年以上で返済時期が約定返済期間の20%を経過していない場合の「全額繰上償還」については、33,000円（税込）の融資関係手数料が必要となります。 (5) 上記(4)以外の「全部繰上償還」「一部繰上償還」については、5,500円（税込）の融資関係手数料が、返済関係の「条件変更」については11,000円（税込）の融資関係手数料が必要となります。 (6) 上記(4)及び(5)ともに保証協会付融資は除きます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。